

る協定書」の履行状況について

②処分技術の実証と体系化（「処分概念オプションの実証」）

③実規模の人工バリアシステム解体試験（「実際の地質環境における人工バリアの適用性確認」）

- ・各項目の試験の計画立案から試験の実施、試験結果の評価までを参加機関と協働で行うこと。地下施設における試験は現場の安全管理などを伴うことから、原則、機構が行うこと。
- ・共同プロジェクトの契約書に三者協定に関する記載が加えられること。

（3）実施期間について

- ・共同プロジェクトは「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」の研究期間内で実施するものであり、その進捗にかかわらず、共同プロジェクトの実施期間は令和10年度までであること。

（4）参加機関について

- ・共同プロジェクトの実施にあたっては、機構が管理機関として、主体的な位置づけになること。
- ・制度上、途中から参加機関が増えることがあること。
- ・ロシア科学アカデミー原子力安全研究所は不参加となったこと。

（5）NUMOの共同プロジェクトへの参加について

- ・NUMOが共同プロジェクトに参加する場合は、他の参加機関とともに共同プロジェクトの各項目の試験の計画立案、データ整理、モデル化・解析、試験結果の評価を行うこと。
- ・NUMOは、他の参加機関とともに各項目で行う試験の計画の立案に関する提案は行うが、最終的な試験方法などは参加機関の合意のもと決定すること。
- ・NUMOは、幌延深地層研究センターでは、上記に必要な現場確認や共同プロジェクトに関する議論、打合せを行うことはあるが、現場作業を行わないこと。

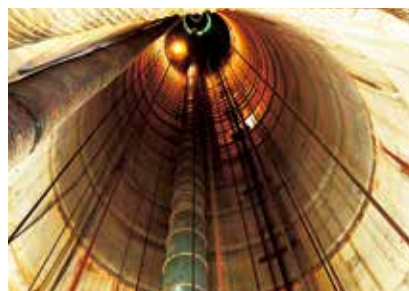
3 共同プロジェクトと三者協定との整合性について

- ・「2 幌延国際共同プロジェクトについて」の前提の下でのNUMOの共同プロジェクトへの参加は、三者協定第3条の「放射性廃棄物の最終処分を行う実施主体へ」の「貸与」には該当しないこと。
- ・共同プロジェクトの実施にあたり、放射性物質を持ち込むことや使用することはないこと。

4 情報公開・情報発信・理解促進について

- ・各研究項目について、毎年研究成果報告書において、これらの成果が逐次得られていることやスケジュールに遅れが生じていないことを広く周知すること。
- ・研究内容に関し、道民から質問などが多く寄せられている事項については、より丁寧な説明を行う必要があること。
- ・ホームページについて、情報が整理され、一般の方でもわかりやすい説明の工夫を行っているが、情報量が多いことから、今後も情報の受け手の「分かりやすさ」に配慮したホームページの構成とする必要があること。

なお、三者協定の履行状況に係る確認結果の通知にあたり、引き続き三者協定を遵守のうえ、幌延深地層研究計画を着実に進めていただくよう原子力機構へ改めて求めました。



左の画像は
上空から撮影した
原子力機構（左）と、
下から見上げた350m
西立坑連接部（右）だよ。



広報調査等交付金事業